



職業訓練助成金のご案内

正規雇用 社員 対象

キャリア形成促進 助成金

(成長分野等人材育成コース)

助成対象

大企業と中小企業(*条件は中小企業・法人単位)

- * 社会福祉法人等、資本金のない事業所
…常時雇用労働者数100名以下
- * 医療・福祉関連(サービス業)事業所
…資本金5,000万円以下
または、常時雇用労働者数100名以下

参加対象

正規雇用労働者
雇用保険被保険者

訓練時間

20時間以上の対象業種のOFF-JT 職業訓練
(80%以上出席要)

対象訓練

成長分野(医療・福祉分野)での職業訓練

助成内容

1 事業所年間500万円迄
(雇用保険適用事業所単位)

① 経費助成と② 賃金助成の合算

① 経費助成

【訓練時間20時間以上、100時間未満の場合の例】
…受講費用の1/2、助成額上限15万円まで
※大企業の場合:受講費用の1/3、助成額上限10万円まで

② 賃金助成

1 時間800円 ※大企業 1 時間400円
賃金助成は所定内労働時間で参加した場合、
その範囲内のみが助成対象となります。

非正規雇用 社員 対象

キャリアアップ 助成金

(人材育成コース)

助成対象

大企業と中小企業(*条件は中小企業・法人単位)

- * 社会福祉法人等資本金のない事業所
…常時雇用労働者数100名以下
- * 医療・福祉関連(サービス業)事業所
…資本金5,000万円以下
または、常時雇用労働者数100名以下

参加対象

非正規雇用労働者

訓練時間

20時間以上の対象業種のOFF-JT 職業訓練
(80%以上出席要)

対象訓練

事前提出のキャリアアップ計画に基づく職業訓練

助成内容

1 事業所年間500万円迄
(雇用保険適用事業所単位)

① 経費助成と② 賃金助成の合算

① 経費助成

【訓練時間20時間以上、100時間未満の場合の例】
…助成額上限10万円まで
※大企業の場合:助成額上限7万円まで

② 賃金助成

1 時間800円 ※大企業 1 時間500円
賃金助成は所定内労働時間で参加した場合、
その範囲内のみが助成対象となります。



人材育成コース以外にも、下記助成金対象コースがございます。(中小企業事業所の場合の例示)

正規雇用等転換コース

- 有期 → 正規 50万円/人
- 有期 → 無期…20万円/人
無期 → 正規…30万円/人

処遇改善コース

- 有期契約労働者の基本給賃金テーブル2%改善
→ 1万円/人

健康管理コース

- 有期契約労働者対象の法定外健康診
→ 40万円/事業所(初回限定)

短時間性社員コース

- 短時間正社員制度規定と採用転換
→ 30万円/人

短時間労働者の週所定労働時間延長コース

- 25時間未満 → 30時間以上
→ 10万円/人